医療法(昭和23年法律第205号)(抄) (医療機関の管理者に関する関係法令)

(開設者の管理等)

- 第十二条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所 又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自 らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。 但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可 を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支ない。
- 2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。

医療法施行規則(昭和23年省令第50号)(抄) (医療機関の管理者に関する関係法令)

(管理者兼任の許可の申請)

- 第九条 病院、診療所又は助産所の開設者が、法第十二条第二項の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書をその病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 当該医師、歯科医師又は助産師が現に管理する病院、診療所又は助産所及び当該医師、歯科医師又は助産師に新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所の名称、所在の場所、診療科名、病床数及び従業者の定員
 - 二 当該医師、歯科医師又は助産師に、当該病院、診療所又は 助産所を管理させようとする理由
 - 三 現に管理する病院、診療所又は助産所と、新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所との距離及び連絡に要する時間